平成２８年（フ）第４１８５号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目３番101号、住民票上の住所大阪市福島区海老江２丁目８番18―801号
債務者　吹田　敦栄
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩谷　博紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１５号
兵庫県西宮市天道町20番21号
債務者　川口　孝治
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９号
鳥取県鳥取市立川町６丁目201番地10　キャニオン201　301号、旧住所鳥取県鳥取市若葉台南２丁目14番10号
債務者　玉川伸夫こと　薛　　伸夫
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４３号
広島市西区井口３丁目18番８―205号
債務者　大石　一孝
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　章修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４５号
広島市南区出島１丁目８番15―405号
債務者　森保　健太
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８３号
福岡県久留米市国分町1151番地１　グレースハイツⅠ601号
債務者　田中　辰也
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角倉　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８７号
福岡県久留米市東合川６丁目４番17―101号、前住所福岡県久留米市西町263番地７
債務者　深町　　勝
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　賢和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２１号
長野県佐久市安原1424番地65
債務者　井出　春芳
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２２号
長野県佐久市安原1424番地65
債務者　井出　央子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町19番11号（若葉荘304号）
債務者　濵田さつき
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　穂人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第７７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1070番地63
債務者　阿部　惠美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２２９号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石壱番館407号
債務者　森長　　武
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名倉　大貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１４６号
山形市やよい２丁目12番３号　金子ハイツ５号
債務者　森　　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８号
山形市江俣５丁目５番３号　コーポラス田中Ｂ　101号
債務者　岸　　典夫
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５３号
山形市大字山寺1885番地
債務者　堀川　清子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０８２号
名古屋市名東区極楽２丁目100番地の２
債務者　奥地賀津江
1　決定年月日時　平成28年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２７号
函館市深堀町９番４―208号
債務者　大西　春子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
函館地方裁判所